

過疎化集落における森林管理の実態

—九州と東北の比較—

林業試験場九州支場 安永朝海
久田喜二

1. はじめに

山村からの若年者を中心とする人口・労働力の都市への流出は、それが大量かつ急激に進むことによって、過疎問題といわれるところの、さまざまな問題を山村および林業にひきおこしている。

その第1は人口論的過疎といわれる局面である。同じ人口減少であっても、自然増減はプラスという初期的な段階から、自然増減自体もマイナスという末期的な段階まで各種の段階がある。第2は地域論的過疎といわれる局面であって、人口なかんずく働きざかりの若者が急激に流出する結果、①農林業の衰退という生産面ばかりでなく、②消費、生活面で地域社会の維持が困難となり、③山村地域の森林、道路、河川等の保全ができなくなるなどの現象がみられる。

この報告は、山村集落に焦点を当て、以上述べたような意味での過疎化に対応した森林管理の実態を明らかにすることによって、過疎化集落を中心とした住民転出跡地の森林管理のあり方に一つの方向性を与えるとしたものである。

2. 過疎化段階区分とその結果

過疎化による森林管理の困難性は、一次的には過疎化の程度に対応するであろうとの理解から、まず過疎化の視点から問題的集落を摘出すための過疎化段階区分を行った。

過疎化段階区分の手法そのものについては、すでにいくつかの報告がなされているので、ここでは省略し、その結果だけを示すと表-1の通りである。なお、総合的過疎化段階区分Ⅰ～Ⅳのうち、Ⅳは過疎化がもっともはげしい、いわば「過疎激甚集落」であり、ⅢはⅣについて過疎化が進んだ問題的集落いわば「準過疎集落」である。これらのⅢとⅣを合わせた過疎化集落の地域的分布をみると、かなり大きなばらつきが見られるが、東北諸県では、山形県を除いて、いずれも10%を下回っており、東北地域においては、少なくとも、指標として用いた1970年センサスまでの時点では、過疎化は他地域に比してそれほど進行していない。一方、九州地域については調査対象が2県にすぎないが、東

北諸県とその他諸県のはば中間に位置している。

3. 過疎化段階別、地域別の跡地森林管理の実態

岩手県久慈市K集落 — 以下に述べる過疎化集落の概況は一括して表-2に示してあるが、このK集落は岩手県における唯一の過疎激甚集落であって、北上山地の北部に位置する畑作地帯の集落である。転出跡地のうち農用地は一部（約2ha）に造林がされた以外は荒地化しており、森林のほとんどは転出者が保有したまま広葉樹として放置されている。この集落においては、過疎化による急激な変化に伴って、土地保有の流

表-1 県別、過疎化段階Ⅲ、Ⅳの集落数・比率(%)

区分	集落 総計	過疎化段階Ⅲ		過疎化段階Ⅳ	
		集落数	比率	集落数	比率
総計	12,506	2,223	17.8	65	0.5
東	小計	4,788	410	8.6	11
	岩手	1,550	124	8.0	1
	宮城	534	26	4.9	—
北	山形	1,002	101	10.1	4
	福島	1,702	159	9.3	6
九州	小計	2,492	438	17.6	4
	福岡	618	63	10.2	—
	大分	1,874	375	20.0	4
その他	小計	5,226	1,375	26.3	50
	埼玉	423	75	17.8	1
	長野	2,014	536	26.6	44
	滋賀	402	38	9.4	2
	島根	2,387	726	30.4	3

注 1) 岩手、山形、福岡、大分は文献1～5、その他の諸県は林野庁メニュー課題「農山村における林業の生産・販売の組織化に関する研究」の各県報告より調製した。

2) 対象集落は、「山地村集落」（旧村単位で林野率80%以上の全集落、ただし開拓集落、漁村集落を除く）および「山村集落」（集落単位で林家率70%以上の集落、ただし開拓集落、漁村集落を除く）に限る。

動化を含めた対応が必要であって、この集落は、未成熟林業地における過疎激甚集落の典型的な事例を示すものといえる。

岩手県大東町S集落 — 北上山地南部の田畠作地帯の集落であって、新興人工造林地域の一角を占める。ここにおいては、比較的安定した農林業經營を営む残留農林家も多く、転出者も少ないとから、親戚あるいは隣接地への土地移動が自然に進み、比較的良好に管理されている。

岩手県大東町T集落 — S集落に隣接しているが、山間辺地にあって水田の經營規模も小さいため、集落ぐるみで酪農專業への転換を試みており、跡地森林の畜産用地への転用が進みつつある。過疎化への一つの対応の方向として注目される事例である。

大分県前津江村S集落 — 日田林業地の山間に位置し、高い人工林率と零細水田經營を特徴とする集落である。転出者の水田の大部分は残留者に売却され造林されているが、森林については転出者のうち1戸が24ha（全部人工林）を保有するのみでそのまま管理されている。東北の過疎激甚集落と同じく集落の急激な縮少が見られるが、跡地森林管理における両者の相異は残留者の中に卓越的な森林保有者がいること、人工造林の成熟度が高いことによると考えられる。

大分県上津江村S集落 — 同じく日田林業地に属するが、零細な田畠作を特徴とする辺地集落であって、

1970年では32戸であるが、1980年では11戸に激減している。本集落は国有林地帯で、民有林についてもその9割がすでに地区外に流出しており、転出者のうち森林保有者は7戸に過ぎない。転出者の保有した農用地のほとんどと、森林の約 $\frac{1}{2}$ は在來の地区外森林保有者に売却処分されたといわれる。この集落においても森林保有のあり方が跡地森林管理に影響したものといえる。

4. 若干のまとめと残された問題

過疎化による跡地森林管理の方向は、一次的には過疎化の程度=段階によってきまるが、二次的にはその地域における①森林の保有構造と②林業の成熟度がかなり大きな影響を与えている。このことは、なお事例を積み上げることによって検証する必要がある。

引用文献

- (1) 安永朝海：林試東北支場だより，№180，1976
- (2) 安永朝海：農林水産技術会議「農林漁業における環境保全的技術に関する総合研究」試験成績書（第5集），524～542，1979
- (3) 柳次郎：日林九支研論，32, 19～20, 1979
- (4) 紙野伸二：日本の林業，日本林業調査会，263～287，1974
- (5) 福島敏彦：日林九支研論，32, 17～18, 1979

表-2 過疎化集落概況（1960年→1970年）

地域・県・市町村・集落	東 北			九 州	
	岩手・久慈 K	岩手・大東 S	岩手・大東 T	大分・前津江 S	大分・上津江 S
過疎化段階区分	IV	III	III	IV	III
総世帯数（1960→1970）	28→22	32→30	22→19	17→13	30→32
総農家数（1960→1970）	23→13	36→34	12→11	15→9	15→14
経営耕地規模 (1960→1970)	0.5ha以下 0.5～1.0ha 1.0ha以上	8→7 7→3 8→3	9→10 13→11 14→13	3→2 4→3 5→6	6→4 9→5 — → —
耕地面積計（1960→1970）	20.2→13.8	32.3→31.4	10.7→11.6	8.1→4.7	7.4→6.7
田（　　〃　）	0.1→0.5	11.4→11.1	3.7→3.4	7.1→4.1	3.7→3.5
畑（　　〃　）	19.5→13.3	19.2→16.0	6.4→6.4	0.7→0.4	3.5→2.8
樹園地（　　〃　）	0.6→—	1.7→4.3	0.6→1.9	0.3→0.2	0.2→0.4
農家1戸当たり耕地面積(ha)（　　〃　）	0.9→1.1	0.9→0.9	0.9→1.1	0.5→0.5	0.5→0.5
乳牛、肉用牛飼養頭数（　　〃　）	13→18	31→47	11→28	11→19	16→9
農家1戸当たり飼養頭数（　　〃　）	0.6→1.4	0.9→1.4	0.9→2.5	0.7→2.1	1.1→0.6
保有山林農家数（1970）	12	28	11	6	9
同上面積(ha)（　　〃　）	37.6	186.8	28.2	506.0	11.9
1戸当たり保有山林面積(ha)（　　〃　）	3.1	5.7	2.6	84.3	1.3

注 1975年農林業センサス農業集落カードより作成。